飯田市役所　長寿支援課

**介護サービス利用料等の各種減額制度について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 制度 | 内容 | お問い合わせ先 |
| １ | 介護保険負担  限度額（減免） | １　介護保険施設への入所、短期入所（ショートステイ）を利用される場合に原則自己負担の食費・居住費が減額になる制度です。一定の要件を満たす方が対象であり、申請が必要です。対象になる方は①～③すべてに該当する方です。  ①世帯全員が市民税非課税※１  ②配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者も市民税非課税※１  ③被保険者および配偶者の預貯金等の合計について下表に該当する方（第１段階：生活保護受給者は預貯金の上限無し。第１段階：老齢福祉年金受給者及び第２号被保険者については単身1,000万円（夫婦2,000万円））   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 利用者負担段階 | 被保険者の年金収入等の合計金額※１ | 預貯金等の合計金額　上限 | | 第２ | 80万円以下 | 単身650万円以下  夫婦1,650万円以下 | | 第３－① | 80万円超120万円以下 | 単身550万円以下  夫婦1,550万円以下 | | 第３－② | 120万円超 | 単身500万円以下  夫婦1,500万円以下 |   ※１　４月～７月までは前年度分、８月～翌年３月までは当年度分の課税状況により判定します。  ２(1) 所得など申告内容のご確認、修正申告等は税務課  市民税係までご相談ください。  (2) 要介護認定を受けている方で一定の判定基準に該当する方は申請により「障害者控除対象者認定書」の対象となり障害者控除を受けられる場合があります。長寿支援課認定支援係までご相談ください。  (3) 課税世帯であっても、一定の条件に当てはまりますと「２　課税層における食費、居住費の特例減額措置」に該当する場合があります。長寿支援課介護保険までご相談ください。  (4) 預貯金等の合計金額が上限を超える場合であって合計金額が減少し対象となる可能性がある場合には年度の途中であっても再申請することができます。 | 長寿支援課  介護保険係  （内線：5763、5764）  ホームページに掲載あり  ID:0210708  ※認定になりますと申請日の月の１日からの認定証が送付されます。申請月１日までは遡りますが、月をまたいで前月以前へは遡り出来ませんので、早めの申請をお願いします。 |
| ２ | 市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置  （減免） | 本人又は世帯員が市町村民税を課税されている時は、「介護保険負担限度額認定」の対象となりません。ただし一定の要件を満たした場合に、特例的に第３段階の②の負担軽減を受けることができます。申請が必要です。ご相談ください。（介護保険施設に入所されている方のみ対象の制度です。（短期入所は対象外））他の要件については、お問い合わせください。 | 長寿支援課  介護保険係  （内線5763）  ホームページに掲載あり  ID:0210708 |
| ３ | 高額介護サービス費（還付） | 同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計）が、所得区分に応じた上限額を超えた時には、申請により超えた分が高額介護サービス費として後から支給されます。※対象者の方へは申請書を送付いたします。（事前の申請は必要無し） | 長寿支援課  介護保険係  （内線5764）  ホームページに掲載あり  ID:0007272 |
| ４ | 高額医療・高額介護合算療養費  （還付）  （１年に１回）毎年４月頃送付 | １年間の介護保険と医療保険・後期高齢者医療のなお残る負担額を７月31日時点での医療保険の世帯で合算し、所得区分に応じた限度額を超えた時には、申請により超えた分が高額医療・高額介護合算療養費として後から支給されます。※対象者の方へは申請書を送付いたします。（事前の申請は必要無し） | 長寿支援課  介護保険係  （内線5763）  ホームページに掲載あり  ID:0071338 |
| ５ | 社会福祉法人減免（減免）  （対象となる介護保険施設は、介護老人福祉施設（短期入所）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（短期入所）。  介護老人保健施設、介護医療院は対象外 | 長野県に届出をしている社会福祉法人の対象の介護サービスを利用する際の１割負担、食費、居住費の１/４が軽減されます。（老齢福祉年金受給者は１/２、生活保護者は対象サービスの居住費の全額）申請が必要です。ご相談ください。対象となる方は、住民税非課税世帯で次の要件を満たしており市町村が認める方。  ① 年間収入が150万円以下（世帯員１人ごとに50万円を加算）  ② 預貯金等が350万円以下（世帯員１人ごとに100万円を加算）  ③ 日常生活に供する資産以外に資産が無い。  ④ 負担能力のある親族等に扶養されていない。  ⑤ 介護保険料を滞納していない。 | 長寿支援課介護保険係（内線5763）  ホームページに掲載有  ID:0071030  ※認定になりますと申請日の月の１日からの認定証が送付されます。申請月１日までは遡りますが、月をまたいで前月以前へは遡り出来ませんので早めの申請をお願いします。 |